

チラシに掲載している情報

	項目	掲載内容
表紙	タイトル	市民提案募集中！ 「まちづくり基本条例」に基づき、市民課からの市政への提案を募集しています。
	応募締切	令和4年9月30日(金)
	応募資格	清瀬市在住の方
	応募方法	郵送、FAX、シティプロモーション課窓口、公共施設、提案箱、専用フォーム
	市民提案の流れ	市民提案→まちづくり委員会により精査・審議→まちづくり委員会から市長へ提言→市政へ反映
	問い合わせ先	清瀬市まちづくり委員会 〒204-8511 清瀬市中里5-842 事務局：シティプロモーション課市民協働係 ☎042-497-1803 FAX042-491-8600
	QRコード	詳しくは市ホームページをご参照ください
	HP検索	清瀬市 まちづくり 市民提案
2ページ	まちづくり基本条例とは	この条例は、市民の皆さんとともにまちづくりを行っていくために制定されたもので、市のまちづくりの基本理念や、市民・行政の役割などを示し、市民の参画や協働のまちづくりの仕組みなどを定め保障しています。
	まちづくり委員会とは	公募で選出された20名の市民による委員会です。市民の皆さんがまちづくりや市政をより身近に感じられる委員会として、市民の皆さんからのまちづくりの提案や「まちづくり基本条例」の適切な運用について審議し、市長へ提言するといった活動をしています。
	まちづくりとは	「まちづくり」と聞くと道路や公園の整備、建物の建築などのハード面をイメージされることが多いかもしれませんが、ハードの部分だけでなく、地域清掃活動や、お祭り、イベントなどの開催といったソフト面もあります。市民の皆さんが取り組みやすいまちづくりが身近にあります。
	ソフト面としてのまちづくり(例)	地域清掃活動 ・ 地域パトロール ・ 意見交換会に参加

チラシに掲載している情報

	項目	掲載内容
3ページ	市長への提言(抜粋)	<p>提言① 自然保護レンジャー制度の制定（平成16年12月20日）</p> <p>【概要】自然の保護・保全を求める提案が数多く提出され、市の自然を守り育てるという観点から、自然環境の保全を推進していくことを視野に入れた「自然保護レンジャー制度」の早急な創設、将来的に良好な環境を恒久的に保全する上で必要不可欠とされる「水と緑に関する条例」の制定について提言。</p> <p>提言後に「自然保護レンジャー制度」の導入、平成18年度に「清瀬市みどりの環境をつくる条例」を制定。</p>
		<p>提言② 「清瀬市まちを美しくする条例」活性化（平成23年5月31日）</p> <p>【概要】市が保有・保存する街中の雑木林（里山）や河川とその空間は市民の共有財産である。これらをタバコの吸殻のポイ捨てによる火災・野火のリスクから防ぐため、「清瀬市まちを美しくする条例」を積極的に運用し、共有財産の保全を図る取り組みを推進することや、本条例を市民に周知することを提言。</p> <p>地域の環境美化を推進するため、市報で特集を組み再度条例の周知・啓発を実施。本条例を一部改正し、環境美化重点地域での歩行中の喫煙などを禁止にした。</p>
		<p>提言③ 病院のまち清瀬の結核療養の歴史展の開催を！（平成27年6月2日）</p> <p>【概要】「病院のまち」の出発点となった清瀬と結核療養所の歴史について、公開できる療養資料、ポスター、標本、患者の記録、写真など結核療養時代の全貌を一般の人が関心を持てるよう、ヨーロッパ、アジアなどの結核状況・データにもふれた展示会を開催することを提言。</p> <p>中央図書館に「結核資料コーナー」を常設し、結核をテーマにした関連図書を設置。また平成29年2月には結核と歴史を学べる企画として「清瀬結核の歴史展」・「日帰りモニターツアー」及び「講演会」を実施。</p>
	提言書QRコード	提言①～③それぞれのQRコードを掲載
裏面	提案用紙	